

債権の放棄について

放棄した債権（総括表）

名 称 (担当部)	債権の種類	金 額	件 数	資料 番号
奨学金貸付金返還金 (子ども未来部)	私債権	1,009,000 円	2 件	1
計		1,009,000 円	2 件	

債権の名称 奨学金貸付金返還金

番号	債権の発生日	放棄した債権の額	放棄した根拠	放棄した日	備 考
1	平成19年3月31日	619,000円	4号事由	令和7年3月7日	
2	昭和63年3月31日	390,000円	5号事由	令和7年3月7日	
計		1,009,000円			2件

放棄の根拠：品川区私債権等の管理に関する条例第17条第1項

第4号 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受け、またはこれに準ずる状態をいう。）にあり、かつ、資力の回復が困難であると認められるとき。

第5号 私債権について、消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、債務者が時効の援用をする見込みがあると認められるとき。